

會計教科書

——十訂版——

商學博士
沼田嘉穂 著

Accounting

同 文 館

著者略歴 東京に生れ、東京に育つ。錦城中学校を経て、昭和5年に東京商科大学（現、一橋大学）本科を卒業す。鹿児島高商教授、横浜専門学校教授、東京商科大学予科講師、海軍経理学校嘱託教授などを歴任し、昭和14年横浜高等商業学校教授となり、戦後同校昇格とともに横浜国立大学教授、46年3月定年退官と同時に駒沢大学経営学部教授。昭和27年より46年まで税理士試験委員として簿記論を担当。

また昭和45年より税理士試験常任委員を委嘱さる。商学博士。

戦後の主なる著述として、同文館の本書の姉妹編としての簿記教科書、原価計算・工業簿記教科書以外に、つぎのものがある。近代簿記、体系簿記会計問題精説、簿記自習、固定資産会計、簿記論攻、減価償却の知識、やさしい会計学、帳簿組織、簿記入門、完全簿記教程、会社財務諸表論、工業簿記の手ほどき、現代簿記精義、簿記の理論と学習など。なお固定資産会計（ダイヤモンド社）について、昭和36年度に日経経済図書文化賞を授与さる。

昭和40年3月10日	初 版 発 行
昭和41年9月20日	19 版 発 行
昭和42年1月30日	改 訂 版 発 行
昭和44年5月30日	改訂41版発行
昭和45年3月10日	三 訂 版 発 行
昭和46年11月15日	三訂26版発行
昭和47年3月15日	四 訂 版 発 行
昭和48年5月20日	四訂22版発行
昭和49年5月10日	五 訂 版 発 行
昭和49年11月1日	五訂11版発行
昭和50年3月10日	六 訂 版 発 行
昭和50年4月15日	六訂13版発行
昭和51年3月10日	七 訂 版 発 行
昭和52年11月5日	七訂21版発行
昭和53年3月10日	八 訂 版 発 行
昭和55年3月15日	八訂19版発行
昭和56年3月10日	九 訂 版 発 行
昭和56年12月1日	九訂8版発行
昭和57年3月25日	九訂10版発行
昭和57年9月30日	十 訂 版 発 行
昭和57年11月15日	十訂6版発行

略称—会計教科書(十)

会 計 教 科 書

(十訂版) 定価¥2,200

著 者 沼 田 嘉 穂

発行者 中 島 朝 彦

発行所 同文館出版株式会社

東京都千代田区神田神保町1-41 ☎101
電話(東京)294-1801~6 振替東京0-42935

© Y. NUMATA

印刷：藤本綜合印刷

製本：トキワ製本所

Printed in Japan 1982

ISBN 4-495-11512-X

小 序

会計は企業の経済活動を貨幣金額で物語ることを目的とする。このため会計学の最重心は貨幣金額への換算の理論、すなわち評価論にある。また会計理論の結論は、具体的に財務諸表に集結して示される。このため会計学は財務諸表を理論の対象とし、この点から財務諸表論と呼称される。

20世紀の初頭にその理論体系がほぼ成立した会計学は、すでに80年に余る歴史を持つに至った。この間に会計理論は社会制度の変遷に即応してその理論を進展し、とくに静態論から動態論へと移行した。なおまた経済制度の複雑化に伴って、会計手続もとみに錯雑となり、精密となった。とはいえ、今日においても企業の財務計算の最高目標がなんであるかは具体的に明らかにされていない。もちろん、それは多目標であり、一口にはいい現わせないとも思われる。とはいえ、会計学の最高目標の不明瞭なことは、ややもすると会計学が思想問題化する原因が多分にここにあるともいえる。

すべての学問は深遠な真理の追求はもとより重要である。会計学についても同様であるが、同時に会計学の学習には、まずその成立根拠とその実体を正確に把握し、その理論と実務の基礎知識を正しく体得することが重要である。

以上の前提の下に、本書の企画を要約すると、つぎのとおりである。

- (1) 会計学の成立および実体につき、できうる限り客観的な説明を行い、その実体を正確に認識しうるように努めた。
- (2) 会計学の内容についての全領域にわたり洩らさず、その理論と手続・実践を平易かつ円満に説明した。
- (3) 商法、税法を始め、企業会計原則等の会計諸則を十分に顧み、その解説を行い、学習者の便宜を優先的に取扱った。なお、昭和57年8月末までの会計諸則の改正・修正は全部採り入れ、最新書であることを期した。
- (4) 学習上の便宜、了解の容易を心掛け、説明の体形、方法、用語、文章の平易などに注意した。なお、各章末に問題・研究を挿入し、学習者の便に供した。

以上のとおりである。本書は学習者の学習効果と実務への適用を重視し、また正統会計理論を遵守し、学問的追求を怠らないよう心掛けた。なにをもって正統会計理論というか。それは長い間に樹立され、大多数の人によって承認された普遍原則を指す。

わが国の会計学は戦後、企業会計原則なる妖怪の出現によって麻痺され、極度の独断曲説に追い込まれた。それがいかに正道を踏み外したものを明らかにすることは、私の積年の念願であり、また学者としての責任であると自負していた。幸に昭和54年末に『企業会計原則を裁く』（同文館）なる一書を公刊しえた。よってこれを一読されれば十分理解できるので、ここではことさらに喋々しない。ただ私が懸念するのは、現在、会計学を教育し、また会計関係の実務につかれておられる大部分の方々は、企業会計原則が公表された後に会計学を学ばれた人が大部分である。このため企業会計原則が当然の理論であり、ときに金科玉条とすら思い込んでおられる方が多い。全く遺憾の極みである。願わくば、拙著『企業会計原則を裁く』を本書とともに一読され、その本体を認識されることを念願して止まない。

この十数年間、会計学の上で制度会計という創造語が流行している。これは企業会計原則を始め、商法、税法等の会計諸則の解釈を主体とする学問の行き方を指す。単なる学習とくに受験および実務（それも程度の低い）としてはまことに便利、有効な方法であり、見方によっては止むを得ない。とはいえ、自ら会計学者を自負し、会計教育の担当者ですら、この風潮に巻き込まれている人があることは、まことに心外である。

会計諸則の大部分が公の書きものであるため、それは正しいものという先入感に支配される傾向も顕著である。この結果、諸則の作成者または立案者は、いたずらに権威をかさにし、独断をはしいままにする。いわば遊芸界における家元制度の形態を呈するに至る。学問として甚しい恥辱を感じるのは私のみではあるまい。

以上の理由によって私は元来、制度会計は好まない。しかし研究業績目的の著作は別として、本書は広く学習者の教育を主目的とするから、読者の学習効果を第一目標としなければならない。よって私個人の真意からは不本意の場合

も多々あるが、制度会計についての説明は怠ることなく、懇切・平易に行った。ただ単なる解説に止まることなく、批判すべきは十分に批判し、誤りは誤りとして指摘した。諸則の単なる解説は学者の仕事ではなく、私の信念が許さない。読者はこの点お赦しを乞う。

本書は九訂版を公刊してから、僅に2年を経過したのみである。しかし昭和56年6月に商法の改正および昭和57年4月に計算書類規則の改正が公布され、多方面にわたって変更が生じたので、今般、全巻を新書きし、また印刷上も大部分の組替えを行い、十訂版とした。

なお昭和57年9月末に財務諸表等規則も改正された。よってこれについても本書の説明に関係ある改正は全部参照し採り入れた。

以上、本書の改正に当って、その内容と私の会計学についての立場を述べた。本書が広く学生、受験者、経理担当者を始め会計学に関係と興味を持たれる方々に愛読され、学習上のお役に立つことを念願して止まない。

昭和57年10月

著 者 記 す

凡 例

本書では会計諸則について、その用語をつぎの用法で使用してある。

1. 単に「商法」という場合には、概ね商法の株式会社の計算規定を指す。
2. 「計算書類規則」とは「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」を指す。
3. 単に「税法」という場合は、法人税法および法人税法関係法規を指す。
4. 「財務諸表等規則」とは「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」を指す。
5. 「会計諸則」とは会計についての法規および法規以外の書きもの（企業会計原則などの）一般を含む意味である。

注 意——商法、計算書類規則、財務諸表等規則および企業会計原則は昭和 56 年、57 年にその改正・修正が公布・公表された。本書ではすべて改正・修正後の条項によっている。このため改正・修正された条項の掲記は、すべて改正・修正の用語が冠してある。改正・修正の指摘がないものは、改正・修正されなかったもの、または改正・修正に関係のないものである。

各章末の「問題」または「研究テーマ」のうちで過去の税理士、公認会計士二次の試験問題を流用したものがある（原則として、昭和 50 年以後のものに限った。ただし、それ以前のものも若干ある）。これについては、出題の内容・文言のまま掲載し、著者は手を加えていない。このため当該章の説明の内容・範囲といくらか相違するものがある。

目 次

第1章 企業の計算とその内容..... 3 1 会計学の実体と企業会計の目的..... 3 2 企業会計の領域と内容..... 5 3 簿記学と会計学との関係..... 7 第2章 会計理論の形成と実体.....13 6 企業会計公準.....13 7 会計慣習と会計原則.....15 8 会計基準と会計諸則並びに制度会計.....18 第3章 財務諸表の本質と種類.....23 10 財務諸表の概念と限定.....23 11 簿記学並びに商法における財務諸表.....25 12 簿記および制度会計の財務諸表.....29 第4章 会 計 原 則33 14 真実の原則.....33 15 明瞭の原則.....35 16 継続の原則.....37 17 単一の原則.....40 18 正規の簿記の原則.....42 第5章 財産状態と貸借対照表.....51 22 貸借対照表の構造と作成手続および種類.....51 23 資産の実体とその成立.....54 24 資産・負債・資本の総合的解釈としての動態論.....56 25 完全の原則および総額表示の原則.....61	4 会計学と財務諸表論..... 8 5 会計学とその周辺学科..... 8 問題・研究テーマ.....11 9 財務会計の核心と科学性をどこに発見するか.....20 問題・研究テーマ.....21 13 財務諸表の理念と各種財務諸表の相互関係.....30 問題・研究テーマ.....32 19 資本・利益剰余金区分の原則...45 20 安全(保守主義)の原則.....45 21 事業年度の決定.....47 問題・研究テーマ.....49 26 貸借対照表における科目の分類と配列.....65 27 附属明細表と脚注記載事項.....66 28 貸借対照表のひな形.....67 問題・研究テーマ.....69
---	--

第6章 財産の評価	71
29 会計計算と評価	71
30 評価の対象	72
31 会計観点と評価	73
32 評価の意味と評価の基礎	74
33 原価評価と時価評価	75
34 低価評価とその諸形態	77
35 商法と財産評価	79
36 評価と資本維持	83
問題・研究テーマ	83
第7章 当座資産	85
37 総 説	85
38 現金・預金	86
39 受取手形	88
40 売掛金	89
41 貸倒引当金	90
42 その他の当座資産	95
問題・研究テーマ	98
第8章 棚卸資産	99
43 総 説	99
44 棚卸資産の評価原則	102
45 棚卸資産の原価	103
46 原価評価法一口別法および平均法	105
47 その他の原価評価法	109
48 小売棚卸法	111
49 棚卸資産の評価と資本の実質維持	113
50 一時所有目的の有価証券	117
問題・研究テーマ	123
第9章 固定資産と減価償却(一)	125
51 総 説	125
52 有形固定資産と無形固定資産	126
53 固定資産についての計算の範囲	127
54 固定資産の増加—原価の決定	129
55 資本支出と収益支出	132
56 減少—固定資産の廃棄並びに処分	133
57 増価と減価—固定資産と価額の変動と時価償却	134
58 減価償却の概念と目的	135
59 耐用年数の決定	138
60 減価償却計算の因数	140
61 定額法—直線法	141
62 定 率 法	142
63 比 例 法	146
64 取替法—半額法	147
問題・研究テーマ	149
第10章 固定資産と減価償却(二)	151
65 定額通減法—算術級数法	151
66 複利償却法	152
67 個別償却法	156
68 総合償却法	158

(10)	目	次
107	総額表示の原則……………	267
108	源泉表示または対応表示の原則……………	272
109	営業損益と営業外損益、経常損益と臨時損益……………	274
110	損益の区分についての前提	
第15章 損益計算書……………		287
112	損益計算書の構造と形式……………	287
113	商法の損益計算書の構造……………	288
114	経常損益区分……………	291
115	特別損益区分および未処分損益区分の構造……………	293
116	特別損益区分の内容……………	294
117	改正前の計算書類規則の引	
111	損益計算についての二つの意思—当期業績主義と包括主義……………	281
	問題・研究テーマ……………	284
	条件……………	280
	当金戻入益の計上……………	296
118	損益計算書における法人税等および事業税の取扱……………	298
119	損益計算書に記載される積立金の取崩……………	299
	問題・研究テーマ……………	301
第16章 利益処分または損失処理とその手続……………		303
120	当期損益の計上とその処分についての簿記上の処理……………	303
121	利益処分案と処分可能利益……………	305
122	利益処分の制限……………	307
123	処分利益の決済……………	308
124	当期損失および欠損金の意味とその処理……………	310
125	未処理損失および欠損金の填補順位……………	312
126	利益処分案、損失処理案の名称は誤り……………	313
127	中間決算と中間配当……………	316
128	中間配当実施後の実績……………	322
	問題・研究テーマ……………	324
索引……………		327

69 直接控除法と間接記入法— 減価償却の記帳方法……………	160	71 減価償却と商法の規定……………	164
70 のれん(営業権)……………	161	問題・研究テーマ……………	165
第11章 長期投資と繰延資産……………		167	
72 長期投資等の意義と内容……………	167	76 連結精算表……………	176
73 連結財務諸表……………	168	77 繰延資産の性質とその内容…	179
74 連結貸借対照表……………	170	問題・研究テーマ……………	184
75 連結損益計算書……………	174		
第12章 負 債……………		187	
78 負債の意義……………	187	金……………	202
79 流動負債……………	189	85 商法およびその他の会計諸 則の改正・修正後の引当 金……………	205
80 固定負債—社債……………	192	86 税法の引当金……………	207
81 社債の償還……………	195	87 引当金の実体……………	208
82 転換社債および新株引受権 附社債……………	197	88 偶発債務……………	211
83 引当金の意義と内容……………	200	問題・研究テーマ……………	213
84 商法およびその他の会計諸 則の改正・修正前の引当			
第13章 資 本……………		215	
89 資本の意義……………	215	96 現物出資……………	235
90 企業形態と資本金……………	215	97 減 資……………	236
91 個人企業、組合企業の資本 勘定……………	217	98 自己株式……………	238
92 株式会社の資本金……………	218	99 商法と企業会計原則の剰余 金の見方……………	239
93 昭和56年商法改正前の株式 制度……………	221	100 資本準備金……………	243
94 昭和56年改正の商法による 株式制度……………	222	101 利益準備金およびその他の 法定準備金……………	249
95 株式の発行——株式会社の 設立および増資……………	228	102 準備金の取崩順位……………	251
		103 商法の剰余金……………	252
		問題・研究テーマ……………	256
第14章 損益とその把握……………		259	
104 損益の意義……………	259	106 損益把握の段階——発生基 準、実現基準、現金基準…	263
105 損失・利益と費用・収益……………	262		

會計教科書

十訂版

第1章 企業の計算とその内容

§ 1. 会計学の実体と企業会計の目的

会計は経済主体の経済活動を貨幣金額によって一定の方式のもとに計算・記帳し、その内容を明らかにし、これを報告する。以上の会計目標を研究の対象とする学科が会計学である。経済主体とは単位経済体を総称し、その種類は家庭を初め、官庁、寺院、学校など雑多である。しかし、現実には会計学の主たる対象は企業である。なんとなれば、今日の経済社会における企業は、経営活動の上からも、その財務機構の上からも複雑で、これを正しく処理するには、正確な理論と精密な計算とを要するからである。

企業会計の目的にはいろいろあるが、その主なものはつぎのとおりである。

- (1) 取引を発生順に記録し、企業の経済活動についての記録を作り、管理並びに立証の手段を得ること。
- (2) とくに営利企業にあっては、損益を正確に計算し、純利益または純損失の処分を適切にし、明確にすること。
- (3) 企業の財政状態を明らかにし、債権者・出資者を初め、利害関係者に対し、企業の信用状態を明示すること。
- (4) 企業の経営方針を樹立する資料、および能率測定の資料等を得ること。
- (5) 国家・地方公共団体その他監督的地位にあるもの および税務当局等に正しい報告を提出するための資料を整備し、また証明の手段を得ること。

企業は日々多数の取引を行うから、これを正確に記帳しておかなければ、営業活動の管理をすることができない。例えば企業は現金、商品を初め多くの財貨を所有し、頻繁にその出し入れを行う。このため財貨の管理は完全な記録によらなければならない。このように、記帳は正確な経済活動を行う上からも、誤り、不正を防止する上からも欠くことはできない。なおまたやや規模の大きい企業にあっては取引の数が多く、財産の内容も複雑多岐にわたるから、常識

的な記帳では、計算の任務を完全に果すことは不可能である。このため記帳・計算の技術が発展し、これについての原則が成立した。このような一定の原則と技術に基づく記帳方法を複式簿記という。今日では企業の記帳方法としては複式簿記が広く行われている。前ページに掲げた企業会計の目的の(1)は主として複式簿記がこれを担当する。

今日の会計は期間計算を前提として行われる。とくに営利企業では損益を計算し、その営業成績を明らかにしなければならず、これが会計の重要な目標の一つである。このため、どのような損益の算出が企業の安定および発展の上から妥当であるかについての理論の形成が、会計学の最も重要な任務であるといわなければならない。

企業は出資者、債権者から資金が投下されて財務的に成立している。このため一定時ごとに資金の拠出者に対して、その財政内容を表示しなければならない。すなわち財政内容についての正確、明瞭な計算と表示は会計の重要な目標であり、会計学はこれについての普遍原則を樹立する。会計学のこの任務を報告職能という。

経営者は会計記録によって正確に企業内容を知り、これを基礎として社会状況の変化に即応して適切な経営方針を樹立する必要がある。なお会計記録に分析・比較などの手を加えて経営能率測定の正しい資料を得なければならない。会計学は以上の諸目的を充たしうる記録または資料を正確に得られるようにその理論並びに技術を樹立することを目的とする。

企業は国家等に対し、その計算を明らかにする必要がある。この部面で最も一般的なのは税務当局との関係である。公益企業、金融業等は事業の公共性の上から監督官庁の監督を受ける。税務当局または監督官庁への提出書類のうち経理に関するものは企業の会計記録を基礎として作成される。会計学はこの目的をみたすことがその目標の一つである。会計のこの任務を証明職能という。

会計学には広狭の二義がある。広義の会計学は企業が必要とする計算・記帳の総括名称であり、そのうちには簿記原理、財務会計、原価計算、会計監査、経営分析・比較、予算統制などが含まれる。このように広義の会計学は広範囲に亘るが、その目的および内容から、これを(1)財務会計と(2)管理会計とに分け

る。一般に会計学といえば狭義の会計学を指し、それは財務会計を意味する。

§ 2. 企業会計の領域と内容

ここで財務会計と管理会計の内容および両者の相違を簡単に述べよう。

財務会計 (Financial Accounting) は企業の財務的成立を計算の対象とし、日目の取引によってその財産内容がどのように変化したか、またその結果どのような損益成績が得られたかを把握することを目的とする。

管理会計 (Management Accounting) とは企業の経営管理を対象とする計算で、上記の原価計算、予算統制、経営分析・比較などがこの部類に属する。

財務会計と管理会計はその目的および内容が相違するのみではなく、両者の間につきのごとき本質的な差異を認めうる。

- (1) 財務会計は企業の財務的成立と経済活動とについての全体的な計算であるが、管理会計は必ずしも全体的な計算を要しない。
- (2) 財務会計は企業の公式の計算であるが、管理会計は自発的な計算である。
- (3) 財務会計は原則として企業と外部者との取引記録を基礎として計算処理されるが、管理会計はむしろ内部取引を主たる対象とし、または予算統制、経営比較のごとく取引を計算の対象としないものもある。
- (4) 財務会計は企業の経営者とともに外部者に情報を提供するための会計であるが、管理会計はもっぱら経営者に情報を提供するための会計である。

以上の諸点は管理会計のうちで最も重要な地位を占めている原価計算を観察することによって、最もよく理解することができる。原価計算は経営における製造活動を計算の対象とする。この場合、製造過程における製品への価値の移行の総てを把握し、いわゆる総原価の計算をすることもある。同時に比較的重要な価値の移行、例えば工場原価または直接原価の計算のみに止めることもある。部分原価の計算はこの種の原価計算をいう。すなわち、原価計算は企業の製造活動についての全体計算を要件としない。

前述のように企業は財務会計の結果を出資者、債権者または国家等の外部者に報告しなければならない。このため財務会計は公式の計算であり、このこと

は当然、既定の形に準拠した計算を要する。例えば自己資本の利子はこれを費用に計上することはできず、社債等の負債の支払利子は費用として計上しなければならない。これは財務会計が公式の計算であるため、総ての企業が同一の法則による必要があることからくるものである。これに反し、原価計算は原則として自発的な計算であり、その実行は外部から強制されて行うものではない。それは経営者が経営活動の管理資料を得る目的から自発的に行うものである。このため既定の形を遵守する必要はない。例えばその目的によって投下資本の利子を原価に見込むことも見込まないこともできる。もちろん、原価計算についても、計算についての普遍原則は樹立されている。しかしその原則は、これによることが正しい原価の計上について必要であり、役立つというのみで、財務会計の原則のごとくこれに準拠することを強制されるものではない。換言すれば、財務会計原則はそれが一般化された既成原則である限り、商法等の法規によって総ての企業に強制される性質を持つ。然るに、例えば原価計算原則は要綱等の教育的書きものによって公表されたとしても（その一例として原価計算基準をあげることができる）、自由経済の下においては強制規定として法律化される性質のものではない。

財務会計は企業と外部者との取引を計算の対象とし、これに基づいて企業の財務的成立並びにその変化を把握する。原価計算は経営内部における価値の移動、すなわち内部取引を計算の対象とする。このように、この二つの計算はその内容と対象および目的を異にする^(注1)。

財務会計は外部に企業の財政状態についての情報を提供することを任務の一つとするから、外部者が企業の財務について正しい判断の資料とすることをすべて明らかにしなければならない。会計学上このことを公開の原則という。

1) 本節では会計学の領域を2分する場合の用語として財務会計と管理会計という会計学の一般用語に従った。しかしこの区分用語は必ずしも適切ではない。なんとなれば、財務会計も企業の全体的な財務についての管理は重要な任務である。原価計算を中心とした会計は、むしろ能率会計というべきであり、財務会計を区分の相手として管理会計なる用語を使用することは理論的ではない。